

## 学校で予防すべき感染症と出席停止について

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として定められており、学校保健安全法により出席停止の措置をとることができます。

他者への感染の恐れがなくなり、登校できるようになりましたら、医師記載の「治癒証明書」を担任に提出してください。

### 出 席 停 止 の 基 準

学校等で予防すべき感染症の種類		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	・インフルエンザ	・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	・百日咳	・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	・麻疹（はしか）	・解熱した後3日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・風しん	・発疹が消失するまで
	・水痘（みずぼうそう）	・すべての発疹が痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱	・主要症状が消失した後2日を経過するまで
	・結核	・病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種	・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、 <b>流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病（群馬県は定めていません）</b>	

<注> ・上記の出席停止期間は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。  
 ・手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症は、原則出席停止扱いにはなりません。

## 治 癒 証 明 書

群馬県立高崎女子高等学校長

年 組 番 氏名

上記生徒は、[ ] のため、出席停止となっておりますが、他者への感染の恐れがなくなりましたので、登校してよいと思われれます。

出席停止期間 月 日 ~ 月 日

平成 年 月 日

医療機関  
 医師名

印